

大阪市立今川小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えのもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、児童の道徳心・社会性の育成のために、「今川小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ①学年研修会で気になる児童について交流し、学年全体で児童把握を行う。
- ②生活指導部会で各学年の児童の様子について交流を行う。児童の様子について気になる事象があれば情報交換を行い、内容を各学年に伝えながら学校全体で児童観察に努め、課題解決を図っていく。
- ③生活指導上課題となる事象が起こった場合は、管理職、首席、教務主任、学年集団、生活指導部長、人権教育部長、養護教諭と連携しながら、課題解決に向けた方策を決定し、課題解決にあたる。その際、課題背景、解決に向けた方策等について記録しながら事象整理を行い、今後の解決に活かす。
- ④学期に1回、いじめに関するアンケートを行い、無視や仲間外れ等のいじめ事象を把握した場合、学年集団で解決に向けての具体策を話し合ったうえで、個別で聞き取りを行い、保護者と連携を図りながら、課題の早期解決にあたる。その後、いじめ解決チャート表を活用し、全体化を図る。また、アンケート内容を集約し、児童のいじめに関する意識についてまとめ、学校全体で実態把握を行う。
- ⑤いじめ事象が明らかになった場合、いじめレベルⅡ以上の事象については、「いじめ対策委員会」を開き、解決に向けた協議を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①3年生以上の各学級において、児童の実態を把握し、電子黒板やタブレット端末を活用する等、個に応じた指導法を工夫することにより、習熟度別少人数学習を充実させ、「わかった」「楽しい」という学ぶ喜びを実感させる。
- ②国語・算数科で年間を通して児童の実態を的確に把握しつつ新学習指導要領にそった授業展開を工夫し、活用力、言語力の充実を図る。
- ③読書活動の充実のために、読書タイム、図書の時間を確保すると共に、家庭での読書を啓発して読書を行う機会を増やし、読書習慣の定着を図る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①週1回の集会活動では全学年縦割り班活動を行い、異学年で助け合いながら交流できる活動を進めていく。
- ②年1回今川フェスティバルを開催し、自分たちで考えたお店づくりを通して、一人一人が活躍できる場面を増やしていく。
- ③朝の会や帰りの会等を活用して、お互いの良さや違いを認め合える（ピアサポート活動を含む）活動を多く取り入れていく。
- ④人権教育部会を中心に、集団育成の取組について検討し、各学年に実態に応じた実践を行っていく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①人権教育年間計画を策定し、各学年児童の発達段階に応じた人権教育を推進していく。その際、道徳教育やピアサポート活動もあわせて取り組んでいく。また、学級活動では日ごろから起こる児童間のトラブルを取り上げ、起こった要因やその解決方法などを児童が主体的に、解決の方策をたてられるよう指導を行う。
- ②命の大切さが実感できるよう、理科や生活科、また総合的な学習の時間の中で生命的誕生や尊さにふれる実践を行っていく。学習後、お互いの思いを知り、思いやる活動（いいところ探し等）を通して、より良い人間関係の構築を図っていく。
- ③人権教育教材「わたしのせいじやない」を高学年で活用しながら、傍観者もいじめに

加担しているという認識を児童に気づかせ、傍観者を含む第三者としてのいじめを防ぐ行動がとれるようにつなげていくようとする。

④情報教育については、情報媒体について低学年で学び、高学年ではインターネットやスマートフォン、ケイタイといった情報媒体が持つ利便性・危険性の両側面を学習したうえで、自分が必要な情報を収集したり発信したりする際の情報モラルについて学習を行っていく。

(4) 『いじめについて考える日』を設定

○目的

- ・『いじめについて考える日』を設定することにより、「いじめはいつでも、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」という認識のもと、「いじめは生命をも脅かす行為であり、人間として絶対に許されない行為である」ことを学校全体で再認識する。
- ・「いじめを許さない学級・学校づくり」は仲間づくりの基本であることから、子どもたちがお互いについてよく理解し合い、相手の立場に立って考える機会とする。
- ・学校が中心となって取組を積み重ねることで、児童・教職員のみならず家庭や地域全体で「いじめ防止」の意識を高める。

○設定日

5月の大型連休明けの月曜日

○取組内容

- ・児童朝会での校長講話
 - ※『いじめについて考える日』の目的について
 - ※仲間づくり・他者理解について
 - ※命の大切さについて
 - ※悩みを一人で抱え込まないことについて 等
- ・各学年でのいじめ問題を取り上げた道徳授業の実施
 - ※よりよい学校生活と集団生活の充実について
 - ※仲間づくり・他者理解について
 - ※命の大切さについて 等

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に把握に努める。

- ①学年研修会で気になる児童について交流し、学年全体で児童把握を行う。また、生活指導部会で各学年の児童の様子について交流を行う。児童の様子について気になる事象があれば情報交換を行い、内容を各学年に伝えながら学校全体で児童観察に努め、課題解決を進めていく。
- ②気になる児童については、日ごろから記録をとり、ささいな変化を見逃さないようにする。また、いじめにつながる事象については、5W1Hを具体的に明記しながら、課題の背景が明らかになるよう、記録を行う。
- ③学期に1回、いじめに関するアンケートを行い、いじめにつながる事象を把握した場合、個別で聞き取りを行い、課題の早期解決にあたる。また、アンケート内容を集約し、児童のいじめに関する意識についてまとめ、学校全体で実態把握を行う。
- ④児童が教室に入れない、保健室にいくことが多くなるなどの状況が把握できた場合には、直ちに児童からその原因について話を聞くようとする。その際、児童が話せない状況にある場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、児童が悩んでいる原因を明らかにし、情報を共有しながら課題解決にあたっていく。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事象が分かった場合、速やかに管理職に報告を行い、首席、教務主任、学年集団、生活指導部長、人権教育部長、養護教諭と連携しながら、課題解決の方策を立て、課題解決を図っていく。
- ②学年研修会で気になる児童について交流し、学年全体で児童把握を行う。また、課題に緊急性がある場合は、職員朝会やいじめ対策委員会の場で情報を共有化する。
- ③いじめ事象が起こった場合、最優先に被害児童の保護を行い、養護教諭等と連携しながら心のケアに努める。また、教室に入れない場合は保健室や職員室等、安心・安全な場所を確保し個別対応を行う。加害児童への指導については、なぜいじめをしたのか原因を追究し、二度といじめを繰り返さないよう指導を行う。また、保護者と連携をとりながら、いじめ事象が起こった事実経過とその背景について情報を共有化し、いじめの原因となった事由について解決できるよう今後の対応について共通理解を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

<組織名> いじめ防止対策委員会

<構成> 校長・教頭・首席・教務主任・学年主任・当該学年・生活指導部長

人権教育部長・養護教諭・(スクールカウンセラー)

その他、当該児童に関わりがある教職員

<役割> •学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

•いじめ事象に関わる情報や児童の問題行動に関わる情報の共有を行う。

•いじめ事象が明らかになった場合は、いじめ対策委員会を開き、迅速な情報共有、関係児童への聞き取りの進め方、加害児童への指導及び被害児童の支援体制について決定していく。また、保護者との連携の在り方についても確認を行い、課題解決を行っていく。

<年間計画>

(調査等) ①児童対象のいじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）

②学級担任による児童からの聞き取り調査

年3回（6月・11月・2月）

<研修会> •人権教育実践研修会（10月）

•集団育成研修会（5月）

•人権教育講演会（8月）

•人権教育実践交流会（11月）

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

①道徳教育の実施やピアサポート活動についてホームページや学校だより等で情報発信を行う。

②学校協議会で、いじめを防ぐ学校の取り組み等について説明を行い、いじめ防止に関わって協力を求めていく。

(3) 取組内容の検証

①「運営に関する計画」の検証項目にある「安全・安心な教育の推進」について、中間評価、最終評価の際に取組内容の検証を行い、課題面を明らかにしながら修正を行っていく。

②上記以外にも、月1回行われる生活指導部会、人権教育部会で取組内容を精査し、未然防止策及び再発防止策について議論を交わし、取組内容について修正を行っていく。

(4) 重大事態への対処

- ①ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ②イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ③ア) イ) の重大事態が起こった場合、窓口は管理職が行う。
- ④ア) イ) の重大事態が起こった場合、調査組織を設置し、事実関係の把握を迅速に行う。
- ⑤被害児童及びその保護者について適切な情報提供を行う。
- ⑥市長及び教育委員会は、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」を常設の機関として設置する。いじめ重大事態事案が発生（判明）した際には、これまで学校で行っていた事実関係の整理を、専門的見地から第三者委員会の委員が行うこととする。

※いじめ発見の際の流れ

